

# 会員活動のしおり

【 令和 8 年 4 月 版 】



島本町ファミリー・サポート・センター

〒618-0022  
大阪府三島郡島本町桜井三丁目4番1号  
島本町ふれあいセンター こども家庭課内

TEL 075 - 962 - 7931

開所時間 月～金 午前9時～午後5時半  
(令和8年5月1日からは午前9時～午後5時)  
※土・日・祝日など役場閉庁時は閉所しています

# 目 次

1 相互扶助について.....	2
2 会員の条件.....	2
3 援助できる内容.....	2
4 会員になるには.....	3
5 援助の流れ.....	3
①会員になったらペアを組みましょう.....	3
②依頼する日が決まったら.....	5
③援助当日は.....	5
④援助が終わったら.....	5
6 ケガや事故が起きたら.....	6
7 会員の約束.....	6
8 報酬の基準.....	8
9 退会・休会・登録内容の変更について.....	10
10 補償保険制度.....	11
11 援助活動 Q&A.....	13
12 安全チェックリスト.....	16
13 様式集.....	20

# 1 相互扶助について

島本町ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしてほしい人（依頼会員）・したい人（提供会員）が相互援助活動を行う会員組織です。

仕事と育児を両立できる環境を作り、「地域での子育て」を実現できるように、近くの人同士で助け合えるグループを作っていきます。

## 2 会員の条件

### ★依頼会員【育児の援助を受けたい者】

- \* 島本町在住の人
- \* おおむね生後3ヶ月から小学6年生までのこどもをお持ちの人。
- \* 援助対象：おおむね生後3ヶ月から小学6年生までのこども

### ★提供会員【育児の援助を行いたい者】

- \* 島本町在住で20歳以上の人
- \* こども好きで、社会参加してみたいと思っている人。（資格や経験の有無、性別は問いません。）
- ※過去に虐待や不適切な行為を行っていた人は会員になることができません。

### ★両方会員

- \* 依頼会員・提供会員の両方を兼ねることができます。
- \* 提供・両方会員は、センターの実施する講習会等を受講していただきます。

## 3 援助できる内容

1. 保育所・幼稚園・学校や学童保育室・習い事の開始前や終了後のこどもの預かり
2. 保育所・幼稚園・学校や学童保育室・習い事の送迎
3. 保護者の用事（求職活動・病院や美容院など）・リフレッシュの際の預かり
4. 兄弟姉妹の学校行事の際の預かり 等

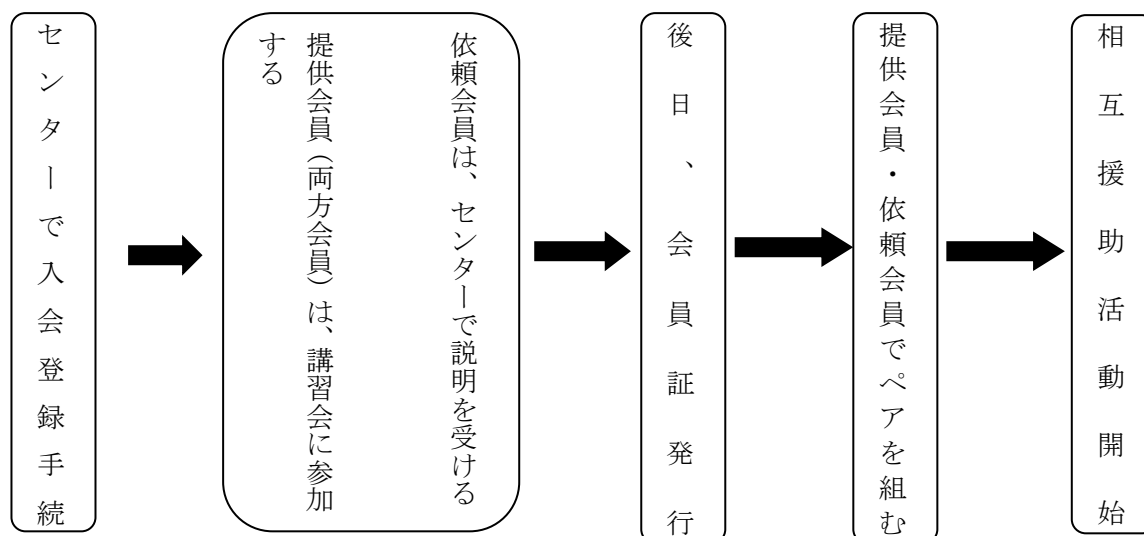
注1：送迎のみの活動もあります。

注2：こどもを預かる場合は、会員の自宅、地域子育て支援拠点等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定します。

注3：こどもの宿泊は行いません。

注4：体調不良のこどもの援助は原則として受けられません。

## 4 会員になるには



★登録料・年会費 無料

★入会に必要な物…①保護者の顔写真 3 cm× 4 cm 2枚

②身分証明書の写し（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等写真付きのもので本人確認ができるもの）

## 5 援助の流れ

### ①会員になったらペアを組みましょう

ア 依頼会員は、センター（アドバイザー）に、提供会員紹介の申し込みをします。

★まだ依頼がなくても、いざという時のためにはペアになっておく必要があります。

提供会員が見つからない場合もありますので、なるべく早めにセンターに連絡してください。

イ センターは、依頼会員から紹介の依頼をいただいてから、登録されている提供会員の中から、条件に合う会員をお探しします。センターは提供会員に了解をとります。

ウ 提供会員の下承が得られたら、センターから依頼会員へ、提供会員のお名前・住所・電話番号をお伝えします。

★個人情報の取扱には十分注意してください。

エ 依頼会員は、紹介された提供会員に連絡し、事前打合せの日時を決めてください。

★紹介された提供会員には、2・3日中に必ず連絡してください。連絡をしないと信頼関係を損なうことになりかねません。すぐに事前打合せができない場合でも、必ずごあいさつのお電話をしておいてください。紹介後、長い間連絡をされていない方には、今後提供会員のご紹介をお断りすることがあります。

オ 事前打合せを行う。 ※この打合せにともなう提供会員への活動報酬は発生しません

### 事前打合せ

#### 打合せの場所

- ・提供会員の自宅
  - ★提供会員・依頼会員両者の合意があれば、提供会員宅以外でも可能です。

#### 持参物・準備物

- ・依頼会員→こどもと一緒に、依頼会員カルテを持参してください。  
(カルテはお持ち帰りください。)
- ・提供会員→事前打合せメモを用意しておきましょう。

#### 事前打合せ中

- ・依頼会員→自己紹介・依頼内容などを詳しく・こどもの日頃の様子
- ・提供会員→自己紹介・提供できる内容、時間など

**事前打合せの日時は守りましょう。**

**少しでも遅れる場合は、必ず会員に連絡してください!!**

カ 依頼会員

提供会員

→ それぞれセンターに「ペアを組むか組まないか」をお知らせください。  
★条件が合わなかった場合は、こちらから相手の会員に連絡させていただきます。

↓  
**◆ペア成立 「よろしくお願ひします。」◆**

#### ★ペアOKなら…

- ・お互いの連絡先の確認
- ・保育所・学校・習い事の送迎を含む依頼の場合は、初回活動日までに、必ず先生との顔合わせを済ませておいてください。  
※この顔合せにともなう提供会員への報酬は発生しません
- ・送迎経路の確認
- ・送迎の交通手段の確認 **(自動車の利用については、賠償責任保険が適用されません。したがって、原則として自動車の利用はできません。)**

## ②依頼する日が決まったら

ア 依頼会員は、まず、ペアを組んでいる提供会員に連絡をしましょう。提供会員は、活動の日時・内容などの確認をして返事をしてあげてください。

イ 依頼会員は、提供会員の下承が得られたら、依頼内容・日時をセンターに連絡してください。

**必ず事前にセンターに連絡してください。センターに連絡がない活動は、保険の対象になりません！変更連絡のない活動も同様です。土・日曜日・祝日など、センターが閉所している場合でも web フォームにて必ず事前に送信しておいてください。**

・電話もしくは Web フォームにより連絡してください。

電話：075-962-7931

Web フォーム QR コード

Web フォーム：<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/8bKw/1225617>



★キャンセルの場合…①提供会員に直接連絡してください。②センターにも連絡ください。  
前日の午後5時までに連絡のない場合、キャンセル料を提供会員にお支払いいただくことになります。

## ③援助当日は

- \* 依頼会員 ・必ず、依頼会員カルテをこどもと一緒に提供会員に預けてください。  
・依頼会員は、施設へのお迎えの場合、必ず「ファミリー・サポート・センターの〇〇さんが送迎をします。」と施設の先生などへ連絡しておいてください。
- \* 提供会員 ・施設への送迎がある場合は、必ず会員証を提示してください。  
・活動開始から終了までの時間や様子など、援助活動報告書に記載しておいてください。

★こどもを預かる場合は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所とし、両会員間の合意により決定してください。

★こどもの預かり、またお迎えなど必ず大人同士で行ってください。  
こどもだけになることのないようにしてください。

## ④援助が終わったら

- \* 提供会員 ・援助活動報告書を作成します。
- \* 依頼会員 ・規定の報酬を提供会員に支払い、援助活動報告書に氏名を記入し、確認印を押します。
- \* 提供会員 ・規定の報酬を受け取り、援助活動報告書に氏名を記入し、確認印を押します。
- \* 依頼会員 ・援助活動報告書を町ホームページのオンラインフォームより提出してください。(翌月10日頃までに) ◎原本は依頼会員控えとして自宅保管してください。  
★センターに援助活動報告書が提出されなければ補償保険は適用されません。  
・依頼会員カルテをお持ち帰りください。

- \* 提供会員 ・援助活動報告書の提供会員用（写し）が必要な場合は、来庁にてお渡しさせていただきます。

## 6 ケガや事故が起きたら

- \* 提供会員の 場合：こどもを預かっているときに提供会員がケガをした場合はセンターへ連絡する。

センターへ連絡……事故日・場所・状況・ケガの状態

- \* 依頼会員のこどもの場合：預かっているこどもがケガをした場合は、保護者とセンターへ連絡する。

①保護者へ連絡……事故の状況・ケガの状態  
どのように対応（処置）したか。  
保護者からの指示があれば対応する。

②センターへ連絡……依頼会員のこどもの名前・事故日・場所・  
状況・ケガの状態・どのように対応（処置）  
したか。・保護者からの指示内容

★状況により病院に行った場合は、領収書（病院・タクシー代等）をもらっておく。

- \* 物 損 事 故 の 場 合 ・植木鉢・ガラス等の壊れたものは写真をとっておく。  
・修理ができる状態であれば、見積りをとってもらおうよう、持ち主に伝える。

- ★注意 ・賠償責任が生じる場合、必ず領収書が必要となります。  
・提供会員が自ら判断して、現金等をお見舞いした場合、支払われない場合もあります。  
・**援助活動中に生じた事故については、当事者である会員間において解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。**  
・**提供会員等は、活動中事故が起きたときには、直ちにセンターに連絡してください。**

## 7 会員の約束

- ① 会 員 の 約 束 ・事前打合せは必ず行ってください。  
・事前打合せの日時・活動日（開始・終了時間）など、約束した時間は必ず守りましょう。遅れることがあれば必ず連絡を入れてください。  
・送迎の交通手段については、しっかり打合せをしておきましょう。  
・ペア成立後、お互いの連絡先を聞いておきましょう。  
また紛失したりしないよう責任を持って管理をお願いします。

- ・お互いのプライバシーを守りましょう。(活動によって知り得たお互いの家庭事情や秘密をもらさないでください。なお、退会した後も同じです。)
- ・提供会員は一度に複数のグループは預かることはできません。(ただし、兄弟姉妹は除く)。
- ・こどもの預かり、またお迎えなど必ず大人同士で行ってください。こどもだけになることのないようにしてください。

## ② 依頼会員の約束

**援助の依頼をしたら、必ず事前にセンターへ連絡してください。連絡がないものについては、補償保険が適用されません。土日などセンターが閉所している場合は、webフォームにて、必ず事前に送信しておいてください。**

また、依頼日の変更やキャンセルがあった場合も、必ずセンターへ連絡してください。

- ・送迎をする場合は、活動時間までに必ず施設等に連絡しておいてください。
- ・依頼会員は、こどもの健康・安全を十分考え、自らの判断と責任において援助の依頼をしてください。
- ・依頼した援助内容以外のことは要求しないでください。公園・図書館に連れて行ってほしいなどの依頼会員の要望には応えられません。  
※提供会員の意向によるもので、依頼会員の了解があれば構いません。
- ・食事(ミルク・弁当)・おやつやおむつ等は、依頼会員自身が用意しましょう。
- ・援助活動当日は、こどもの健康状態をしっかり把握し、提供会員に伝えてください。もしもの場合のために、必ず連絡の取れる連絡先を伝えておいてください。
- ・活動終了後は、提供会員から援助活動報告書を受け取り、必ず町ホームページのオンラインフォームより提出してください(翌月10日頃までに)。  
提出がない場合は補償保険が適用されません。  
※提出方法については、別紙「オンライン入力の手引き」あり

## ③ 提供会員の約束

- ・安全チェックリスト(P16～)を参照し、こどもがいつも安全に過ごせる環境を作りましょう。
- ・健康管理には、十分気をつけてください。また、体調が悪いときは、活動を引き受けないようにしましょう。
- ・援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターへ連絡してください。
- ・おやつ、飲み物等、口にするものは依頼会員の承諾を必ず得てください。
- ・提供会員宅にある薬は、預かっているこどもに飲ませないでください。
- ・活動中は、必ず会員証を携帯しておいてください。また、施設などの送迎の場合は、会員証を提示してください。
- ・活動終了後は、援助活動報告書を作成し、依頼会員に提出してください。

## 8 報酬の基準

一日の援助活動終了のつど、依頼会員から提供会員に直接支払っていただきます。

時間帯 / 日	平日 (令和8年4月1日～)	土・日・祝 (令和8年4月1日～)
通常時間 午前7時～午後8時	① 1時間当たり <b>800円</b>	③ 1時間当たり <b>1,000円</b>
時間外 早朝(午前6時～午前7時) 夜間(午後8時～午後10時)	② 1時間当たり <b>1,000円</b>	

\* 上記①から③の時間帯ごとに計算します。1時間未満の端数は、30分以内は30分とみなして上記の半額、30分を超えた場合は1時間とみなします。

\* 援助時間の計算は、こどもを預かっている時間だけではなく、提供会員が依頼会員宅へこどもを迎えに行く際には、提供会員が自宅を出発した時から始まります。

また、提供会員が依頼会員宅へこどもを送りにいった場合でも、その後提供会員が自宅に到着する時間までを援助時間とします。

\* 提供会員が預かるこどもは原則として1人ですが、兄弟姉妹のこどもを預かる場合は、2人目以降半額となります(グループでの預かりはできません)。

\* 依頼会員は、相互援助活動を行った後は、提供会員に当該活動に係る実費等を支払わなければなりません。

・食費その他育児に要する費用については、実際に要した額

(ただし、食事、ミルク、おやつ、おむつ等はなるべく依頼会員が用意してください。)

・公共交通機関・タクシーを利用する場合は、実際に要した額

\* 1日に2業務以上行った場合、1業務毎に計算してください。(計算例⑤をご参照ください。)

\* 予定時間より依頼時間が短くなった場合は、予定していた依頼時間で算定した報酬額をお支払ってください。

### キャンセル料については、次のとおり依頼会員がお支払ください。

☆ キャンセル料は、3日以内に依頼会員から、直接提供会員にお支払いいただきます。

☆ キャンセルの場合 ①依頼会員へ直接連絡してください。

②センターにも連絡ください。

連絡時間等	キャンセル料
前日午後5時までのキャンセル	無料
当日の開始時刻まで	基準により算定された報酬額の半額
当日の援助開始後	基準により算定された報酬額の全額
無断でのキャンセル	基準により算定された報酬額の全額

- ★ 暴風警報発令及び特別警報に伴うキャンセルの場合のみ、キャンセル料がかからなくなります。  
 ※小学校及び学童保育室の場合は大雨警報及び洪水警報に伴うキャンセルについてもキャンセル料がかからなくなります。

(島本町内の保育所・幼稚園では、暴風警報及び特別警報が発令された場合、また、町内の小学校及び学童保育室では、暴風警報、大雨警報、洪水警報及び特別警報が発令された場合、<休み>または、<発令された時点でお迎え> になります。)

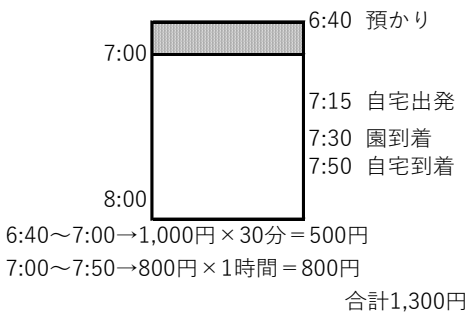
### 計算例)

平日料金 →

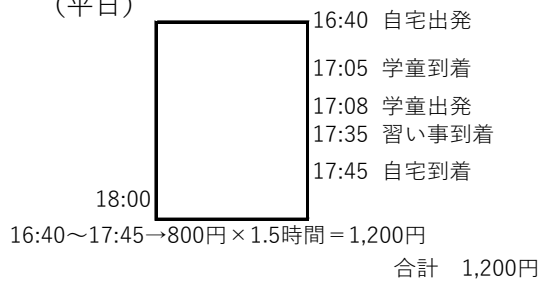
時間外、土・日・祝日料 →

※「自宅」とは、提供会員宅をあらわします

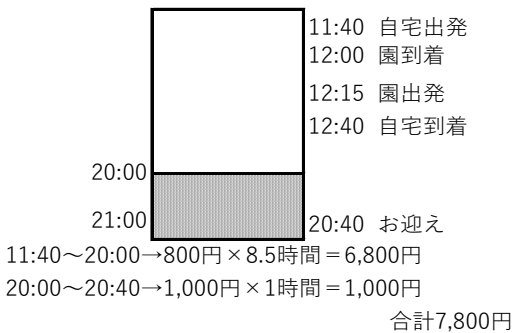
#### ①朝の預かり+保育所への送り(平日)



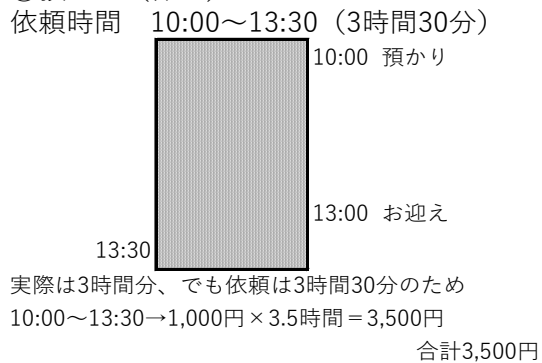
#### ②学童保育室への迎え+習い事への送り(平日)



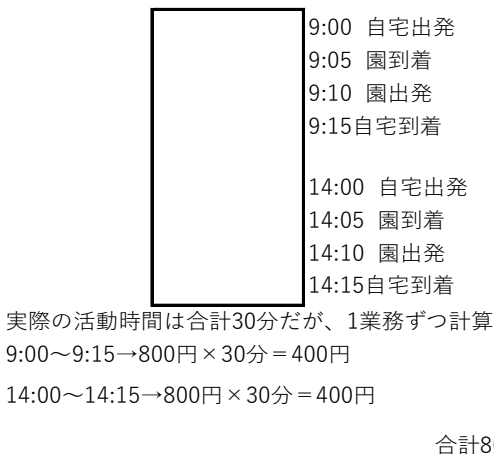
#### ③幼稚園への迎え+預かり(平日)



#### ④預かり(休日)



#### ⑤幼稚園への送り+迎え(平日)



\* ひとり親等世帯・生活保護世帯・多胎児世帯については利用料補助制度がございます(別紙参照)。

## 9 退会・休会・登録内容の変更について

### 【退会】

- \* 退会を希望される方は、センターに連絡をして、退会手続きを行ってください。
- \* 町外に転出される場合は、会員の継続ができませんので、センターに連絡をして、退会手続きを行ってください。

#### ●退会手続きの手順●

- ①センターに連絡
- ②会員証の返却

※ペアを組んでいる方は、ペアの会員にも連絡してください

### 【休会】

- \* 休会される方もセンターとペアの会員に連絡してください。

### 【登録変更】

- \* 登録内容が変更になった場合は、必ずセンターに届けてください。

《例》携帯電話・電話番号の変更 住所・氏名の変更

### 【すべての子どもさんが小学校を卒業されたら】

- \* 依頼会員・両方会員の方は、すべての子どもさんが小学校を卒業すると、依頼・両方会員としては継続できません。退会の手続きを行っていただくか、提供会員への変更をお願いいたします。



# 10 補償保険制度

当センターでは、万が一の事故に備えて、下記の保険に加入しています。

## 【提供会員傷害保険】

援助活動中や、援助活動を行うために移動する往復経路上で、提供会員が傷害を被った時に補償されます。

事 由	保険金額（補償額）	備 考
死 亡	400万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により 400万円～16万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内を限度とする。
手 術	3,000円 ×所定倍率	事故日より180日以内を限度とする。
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で90日分を限度とする。

## 【賠償責任保険】

提供会員が、援助活動中に監督ミスや提供した飲食物が原因で子どもや第三者の身体または財物に損害を与え法律上の賠償責任が生じた場合、賠償金が支払われます。

事 由		てん補限度額（補償額）
対 人 対 物	1 事 故 に つ き	2億円
初 期 対 応 費 用		1,000万円
見 舞 金 ・ 見 舞 品		10万円
訴 訟 対 応 費		1,000万円
現 金 盗 難		10万円
サイバーリスク（情報漏えい）		50万円

### 【依頼子供傷害保険】

援助活動中に、依頼会員のこどもが傷害を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償されます。

事由	保険金額（補償額）	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で30日分を限度とする。
手術	2,000円 ×所定倍率	事故日より180日以内を限度とする。
通院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で90日分を限度とする。

\*自動車による事故については、「提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」は適用されますが、「賠償責任保険」が適用されません。したがって、原則として自動車の利用はできません。

### 【お見舞金制度】

依頼会員のこどもが、提供会員宅の財物を破損したり、提供会員宅のこどもにケガをさせた場合に、提供会員に対して6万円を限度にお見舞金を支払う制度です。

**\*援助活動中に生じた事故については、当事者である会員間において解決するものとし、センターは責任を負うものではありません\***

**\*提供会員等は、活動中事故が起きたときには、直ちにセンターに連絡してください\***



# 1 1 援助活動 Q&A

## Q 1 急な援助はできますか。

A 1 事前打合せの時に、提供会員に「急な依頼をするかもしれません。」と最初をお願いしておいてください。ただし、初回時にはご遠慮ください。

## Q 2 援助開始時間までに提供会員に急用ができた時は。

A 2 提供会員は依頼会員に活動ができなくなったことを連絡します。連絡を受けた依頼会員は、あらかじめ紹介されている次の提供会員がいれば連絡をとり、交代の依頼をしてください。「次の提供会員も都合が悪い」または「あらかじめ次の提供会員を紹介されていなかった」など見つからない場合はセンターへ連絡してください。（センターで他の提供会員への依頼、他の子育て支援サービスの紹介など可能な限り行いますが、センター対応は役場開庁時に限ります。）  
※提供会員についても病気などの事情により、急に援助できなくなることもあります。事前打合せの際、他の提供会員の紹介が必要な場合は双方で協議のうえ、センターに申し出てください。  
※提供会員は、引き受けた日程は、よほどのことがない限り、キャンセルしないようにお願いします。

## Q 3 公園、図書館などに連れて行っていいですか。

A 3 提供会員の意向で、こどもを公園に連れていきたいときは、依頼会員の了解があれば結構です。  
※依頼会員からの要望には応えられません。

## Q 4 援助活動中に預かったこどもの急病やケガは。

A 4 ケガをしたときは、ケガの程度を確認して、急を要するときは、まず先に処置（救急車・近くの医者など）をしてください。病気の場合は、まず依頼会員に連絡をとってください。突然、熱が出ることもありますので、依頼会員は、こどもの平熱を測っておいたり、日々の体調を確認しておくことも大切です。

## Q 5 提供会員が、援助活動中に緊急事態で援助できなくなったときは。

A 5 提供会員は、依頼会員に電話し、援助できなくなったことを伝えます。依頼会員は、他の提供会員に交代のお願いをしてください。緊急に対応できる提供会員が見つからない場合は、双方で相談のうえ、依頼会員が提供会員のところへお迎えに行くか、提供会員が依頼会員のところへ送って行ってください。当日の報酬はないものとします。

## Q 6 提供会員に複数の依頼が重なることがありますか。

A 6 提供会員には、複数の依頼会員を紹介することもあります。もし依頼が重なれば、先に援助活動を決定された方を優先してください。提供会員は、原則として、一度に一人のこどもしか預かれませんが（兄弟姉妹を除く。）  
ただし、時間がずれていたり、午前中と午後に分かれていれば結構です。

**Q 7 報酬について**

A 7 報酬額は島本町が決めています。

支払いについては、当事者間でのやりとりなので、センターは介在しません。

**Q 8 提供会員傷害保険は、依頼会員にも適用されますか？**

A 8 適用されません。提供会員傷害保険は、こどもを預かって世話をする提供会員のための保険です。提供会員は「雇用」されていないので、労災保険がありません。それに代わるものが、提供会員傷害保険です。

**Q 9 援助活動で出先から迎えに行く途中でケガをした場合、提供会員傷害保険は適用されますか？**

A 9 適用されません。提供会員傷害保険が適用される送迎の往復途上とは、自宅とこども宅、あるいは保育所等（依頼会員が指定した場所）との通常の経路のみです。例えば、依頼会員がこどもを施設等で預けると指定した場合は、指定した施設等と自宅との通常経路の事故に対して、提供会員傷害保険は適用されます。

**Q 10 預かったこどもに、提供会員のこどもがケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？**

A 10 適用されません。賠償責任保険は、提供会員の監督ミスで、提供会員に賠償責任が生じた場合に適用されるものです。提供会員が自分自身に賠償責任を請求する事はできません。ただし、お見舞金制度があります。

**Q 11 預かったこどもが、ご近所の窓ガラスを割り、家主から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか？**

A 11 適用されます。ただし、割った窓ガラスの値打ちが20万円の時、30万円の請求をされて、示談を30万円で行っても、保険金は20万円しか出ません。そのため、示談をする時は、必ず保険会社に入ってもらする必要があります。

**Q 12 保育所・幼稚園・学校（学童）から、提供会員宅へ行く途中、こどもがケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？**

A 12 適用されます。保育所・幼稚園・学校（学童）から提供会員の家へ、通常経路における往復途上において、こどもがケガをした場合、適用されます。

**Q 13 自動車による送迎で、提供会員とこどもがケガをした場合、保険は適用されますか？**

A 13 提供会員傷害保険・依頼子供傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。したがって、原則として自動車の利用はできません。

**Q 14 提供会員が、依頼会員から預かった鍵を紛失した場合、賠償責任保険は適用されますか？**

A 14 依頼会員から預かった物の紛失、破損に対して適用されます。

ただし、保障される額は、預かったものについて、事故(紛失)の発生した場所の相場、その時の時価に基づく金額になります。

**Q 1 5 自然災害時の保険の取扱いはどうなりますか？**

A 1 5

**例 1 :** 台風時の暴風警報発令時強風で飛んできた物にあたり、提供会員・依頼会員のこどもがケガをした。

⇒援助活動中におきたケガであれば、「提供会員傷害保険」・「依頼子供傷害保険」は適用になりますが、「賠償責任保険」については台風等の自然災害が原因の場合は、提供会員は免責となるため、対象になりません。

しかし、ゲリラ豪雨や台風接近による暴風警報発令時は危険を伴いますので、できるだけ依頼会員の方で対応してください。

**例 2 :** 提供会員宅で依頼会員のお子さんを保育中に、地震が起き上から物が落ちケガをした。

⇒「提供会員傷害保険」・「依頼子供傷害保険」・「賠償責任保険」いずれも適用されません。

**Q 1 6 センターへの連絡にメールは使えますか？**

A 1 6 メールの誤送信により個人情報の流出を防ぐため、メールでのやり取りは控えさせていただいておりますのでご了承願います。

**Q 1 7 既にセンターへ連絡をしていた日程の中で、援助時間や内容を急に変更する必要があり、やむなくセンターへ連絡することができませんでしたが、保険は適用されますか？**

A 1 7 保険の適用は、ご連絡をいただいていた内容と一致する必要があり、時間や内容の変更についても同じです。急な変更となったご事情はあるかと思いますが、提供会員への影響もありますので、必ず変更の連絡をお願いします。また、事前の依頼と異なる内容の依頼を受けられた提供会員は、依頼会員にセンターへ変更の連絡をしているか、確認するようお願いいたします。連絡をしていない場合は連絡をしてもらってから受けるようにしてください。連絡が済んでいない場合は、援助をお断りいただくようお願いいたします。

# 12 安全チェックリスト

## (3か月～1歳6か月児対応)

1. ベビーベッドの柵はいつも上げておく。	は い (使用せず)	いいえ
2. ソファの上に赤ちゃんを一人で寝かせたままにしない。	は い	いいえ
3. 階段の上下階には転落防止用の柵を取り付けている。	は い (階段なし)	いいえ
4. テーブルなど家具のとがった角には、コーナークッションなどでガードをする。	は い	いいえ
5. 赤ちゃんの椅子は安定の良いものを使用する。	は い	いいえ
6. タバコや灰皿はいつも赤ちゃんの手の届かない所に置く。	は い (喫煙しない)	いいえ
7. ボタン電池や硬貨、指輪などの小物は手の届かない所に片づける。	は い	いいえ
8. ビニール袋は手の届かない所に片付ける。	は い	いいえ
9. 母乳やミルクを飲ませた後、ゲップをさせてから寝かせる。	は い	いいえ
10. ポットや炊飯器は赤ちゃんの手の届かない所に置く。	は い	いいえ
11. 熱いお茶、味噌汁、カップラーメンなどは赤ちゃんの手の届かないテーブルの中央に置く。	は い	いいえ
12. テーブルクロスは使用しない。	は い	いいえ
13. アイロンは使用后、赤ちゃんの手の届かない所に置いて冷ます。	は い	いいえ
14. ストーブやヒーターは赤ちゃんが触れないようにガードをして使用する。	は い (ストーブ使用せず)	いいえ
15. ドアのちょうつがい部分には指が入らないようにガードをする。	は い	いいえ
16. テレビ台のガラスの扉やビデオデッキのテープ挿入口は、赤ちゃんが手や指を入れないようにガードをする。	は い	いいえ
17. 包丁、はさみ、かみそりなどの刃物は使用したら必ず片付け、取り出せないように引き出しにはロックをしておく。	は い	いいえ
18. 入浴中の赤ちゃんを一人にしたままにせず、入浴後は浴槽のお湯を抜いておく。	は い	いいえ
19. 一人で浴室に入れないようにドアにはカギを付けておく。	は い	いいえ
20. 乳児(特に一歳未満)を寝かせている際には、うつぶせ寝になっていないか、確認を行う。	は い	いいえ

大人が思っている以上に、家の中には危険がたくさんあります。

いいえに○印がついたら赤信号です。もう一度安全について考えてみて下さい。

## (9か月～1歳6か月児対応)

- |   |                |     |
|---|----------------|-----|
| 1. タバコが入っているバックは赤ちゃんの手の届かない所に置いている。                       | は い (喫煙しない)    | いいえ |
| 2. ボタン電池や硬貨、指輪などの小物は手の届かない所に片付けている。                       | は い            | いいえ |
| 3. ピーナッツやあめ玉などは赤ちゃんの手の届かない所に置いている。                        | は い            | いいえ |
| 4. ビニール袋は手の届かない所に片付けている。                                  | は い            | いいえ |
| 5. 階段や玄関など段差がある所には赤ちゃんが一人で行けないようにしてある。                    | は い            | いいえ |
| 6. テーブルなど家具のとがった角には、コーナークッションなどでガードをしている。                 | は い            | いいえ |
| 7. 赤ちゃんの椅子は安定の良いものを使用している。                                | は い            | いいえ |
| 8. テーブルクロスは使用しない。   | は い            | いいえ |
| 9. テーブルや棚の上にある食器や重いビン、缶などは赤ちゃんが自由に触れないようにしてある。            | は い            | いいえ |
| 10. ポットや炊飯器は赤ちゃんの手の届かない所に置いている。                           | は い            | いいえ |
| 11. 熱いお茶、味噌汁、カップラーメンなどは赤ちゃんの手の届かないテーブルの中央に置いている。          | は い            | いいえ |
| 12. アイロンは使用后、赤ちゃんの手の届かない所に置いて冷ましている。                      | は い            | いいえ |
| 13. ストーブやヒーターは赤ちゃんが触れないようにガードをして使用している。                   | は い (ストーブ使用せず) | いいえ |
| 14. ドアのちょうつがい部分には指が入らないようにガードをしている。                       | は い            | いいえ |
| 15. テレビ台のガラスの扉やビデオデッキのテープ挿入口は、赤ちゃんが手や指を入れないようにガードをしている。   | は い            | いいえ |
| 16. 包丁、はさみ、かみそりなどの刃物は、使用したら必ず片づけ、取り出せないように引き出しにはロックをしている。 | は い            | いいえ |
| 17. バケツや洗面器に水をためて床に置いたままにしない。                             | は い            | いいえ |
| 18. 入浴中の赤ちゃんを一人にしたままにせず、入浴後は浴槽のお湯を抜いている。                  | は い            | いいえ |
| 19. 一人で浴室に入れないようにドアにはカギを付けてある。                            | は い            | いいえ |
| 20. 乳児（特に一歳未満）を寝かせている際には、うつぶせ寝になっていか、確認を行う。               | は い            | いいえ |

大人が思っている以上に、家の中には危険がたくさんあります。

いいえに○印がついたら赤信号です。もう一度安全について考えてみて下さい。

## (1歳6か月～3歳児対応)

1. こどもが遊んでいる周りに、つまずきやすいものや段差がないか注意する。	は い	いいえ
2. テーブルや椅子など高いところでは立ち上がらせない。	は い	いいえ
3. 階段を上り下りするときは、大人がいつもこどもの下側を歩くか、手をつなぐ。	は い (階段なし)	いいえ
4. こどもの位置を確認してからドアは開ける。	は い	いいえ
5. こどもに引き出しやドアを開け閉めして遊ばせない。	は い	いいえ
6. ペンやフォーク、歯ブラシ等をくわえて走り回らせない。	は い	いいえ
7. こどもの腕を強く引っ張ることはない。	は い	いいえ
8. ストープやヒーターはこどもが触れないようにガードをして使用する。	は い (ストープ使用せず)	いいえ
9. 熱いお茶、味噌汁、カップラーメンなどこどもが熱い物に触れないようにしている。	は い	いいえ
10. 医薬品、化粧品、洗剤などはこどもの手の届かない所に置く。	は い	いいえ
11. こどもに鼻や耳に小物を入れて遊ばせない。	は い	いいえ
12. ピーナッツや飴玉などはこどもの手の届かない所に置く。	は い	いいえ
13. 入力後、浴槽のお湯は抜いておく。	は い	いいえ
14. こどもが一人で浴室に入れないようにドアにはカギをかけておく。	は い	いいえ

大人が思っている以上に、家の中には危険がたくさんあります。  
いいえに○印がついたら赤信号です。もう一度安全について考えてみて下さい。

## (3歳児から)

- |  |                |     |
|--|----------------|-----|
| 1. こどもが外遊びをするとき、つまずきやすいものや段差がないか注意する。                | は い            | いいえ |
| 2. 浴室の床やタイルは滑りにくい。                                   | は い            | いいえ |
| 3. いつもこどものいる位置を確認している。                               | は い            | いいえ |
| 4. すべり台やブランコの安全な乗りかたを教えている。                          | は い            | いいえ |
| 5. ベランダや窓の側に踏み台になるものはない。                             | は い            | いいえ |
| 6. おもちゃで遊んでいるとき、危険なことをしていないか確認をしている。                 | は い            | いいえ |
| 7. こどもに交通ルールを教えている。                                  | は い            | いいえ |
| 8. ストープやヒーターなどはこどもが触れないようにガードをして使用している。              | は い (ストープ使用せず) | いいえ |
| 9. 熱いお茶、味噌汁、カップラーメンなどこどもが熱い物に触れないようにしている。            | は い            | いいえ |
| 10. 医薬品、化粧品、洗剤などはこどもの手の届かない所に置いている。                  | は い            | いいえ |
| 11. こどもに鼻や耳に小物を入れて遊ばせない。                             | は い            | いいえ |
| 12. あめ、お餅などをあげるとき、喉に詰まらせないように注意している。                 | は い            | いいえ |
| 13. こどもだけで川や池に遊びに行くことはない。                            | は い            | いいえ |
| 14. 水遊びをするときは、必ず大人が付き添っている。                          | は い            | いいえ |
| 15. 包丁、はさみ、かみそりなどの刃物は使用したら必ず取り出せないように引き出しにはロックをしている。 | は い            | いいえ |

大人が思っている以上に、家の中には危険がたくさんあります。  
いいえに○印がついたら赤信号です。もう一度安全について考えてみて下さい。

# 1 3 様式集





# 様式 入会申込書 (表)

様式第1号 (第6条関係)

(表)

## 入 会 申 込 書

島本町ファミリー・サポート・センターにおける事業・業務・相互援助活動のために提供・利用することに同意します。

顔写真  
4 cm × 3 cm

受付番号											年	月	日							
種別	1. 依頼会員			2. 提供会員			3. 両方会員													
(フリガナ) 氏名	( )			男・女										年	月	日生				
住所	〒										TEL ( )	-								
											FAX ( )	-								
											携帯 ( )	-								
就労形態	1 常勤		2 自営業		同居家族等	配偶者 有・無														
	3 パート		4 主婦・無職			子ども 人														
	5 その他 ( )					( 才)( 才)( 才)( 才)														
勤務先	TEL ( )										-		その他 ( )		ペット 犬・猫・その他 ( )					
緊急連絡先	氏名					続柄					氏名					続柄				
	TEL ( )					-					TEL ( )					-				
	携帯 ( )					-					携帯 ( )					-				
援助の必要な子どもの状況 ※提供会員は記入不要	(フリガナ) ( )			氏名			保育所・幼稚園・学校等			TEL ( )			-							
	男・女			年 月 日			住所													
	既往歴・アレルギーの有無			かかりつけ 病院名			TEL ( )			-										
				住所																
	(フリガナ) ( )			氏名			保育所・幼稚園・学校等			TEL ( )			-							
	男・女			年 月 日			住所													
	既往歴・アレルギーの有無			かかりつけ 病院名			TEL ( )			-										
				住所																
	(フリガナ) ( )			氏名			保育所・幼稚園・学校等			TEL ( )			-							
	男・女			年 月 日			住所													
	既往歴・アレルギーの有無			かかりつけ 病院名			TEL ( )			-										
				住所																
提供員	援助できる日時	<基本時間 7:00~20:00>										月	火	水	木	金	土	日	祝	
		時間外 (早朝)	:		~		:													
		午前	:		~		:													
		午後	:		~		:													
	時間外 (夜間)	:		~		:														
	資格免許																			
備考																				

## 様式 入会申込書 (裏)

(裏)

### 個人情報の取扱いに関するご案内

島本町ファミリー・サポート・センターは、入会申し込み時にご提供いただく個人情報をセンター事業、アドバイザーの業務、相互援助活動のために利用させていただきます。

お申し込みされる方は、上記目的のために提供・利用することに同意したものとみなします。

**備 考**

提供会員講習 会 参加状況	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
---------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

様式 依頼会員カルテ (表)

島本町ファミリー・サポート・センター

# 依 頼 会 員 カ ル テ

会員番号	【記入日 年 月 日】			
ふりがな	性別	生年月日	平成 令和	年 月 日 歳 ヶ月
子どもの名前 (愛称)	( )			
住所	〒			
ふりがな	連絡先			
保護者氏名	☎			
緊急連絡先	氏名	続柄	☎	
*上記以外の連絡先を ご記入ください。	氏名	続柄	☎	
兄弟・姉妹の 名前・年齢				
生活リズム	0 6 9 12 15 18 21 24			
排泄 (おむつ)	おむつ 有・無		排泄サイン	
睡眠	睡眠サイン・くせ等			
食事	好き嫌い ( ) アレルギーの有無 ( )			
健康状態	平熱 度 熱性けいれん無・有 ( 歳) その他 ( )			
かかりつけ医	☎			
保育所・幼稚園 ・小学校名 及び所在地	園名・学校名 クラス名		担任名	
その他	住所 ☎			
*好きな遊び、本など何でも お書きください。				

●依頼会員カルテは、事前打ち合わせや依頼日（毎回）に、必ず提供会員宅へお持ちください。

●内容に変更のあった場合は書きかえておいてください。

島本町ファミリー・サポート・センター

様式 依頼会員カルテ（裏）

**目印となるビルや店舗を示した自宅付近の地図を作成し  
送迎が必要な施設までの経路を記入してください。**

様式 援助活動報告書（その1 通常の場合の記入例）

島本町ファミリー・サポート・センター

# 援助活動報告書

1 援助実施日時

令和 6 年 5 月 1 日（水） 18 : 35 ~ 20 : 30

2 援助依頼者

氏 名 島本 太郎

子どもの氏名 島本 花子

3 援助の内容

時 間	事 項	子 ども の 様 子
18:35	自宅出発	
18:45	保育所到着	
18:55	保育所出発	
19:05	自宅到着	
19:10	夕食	カレーライス(牛肉、にんじん、じゃがいも)
:		サラダ(レタス、キュウリ、ハム、トマト)
:		たくさん食べてくれました。
19:35	遊び	絵本やおまごどで遊びました。
:		機嫌はよかったです。
19:40	おむつ交換	
:	(小)	
20:30	お迎え	
:		

(注) 事項欄には食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊びをご記入ください。

4 報酬等

報酬	800 円 × 1.5 時間	1,200 円
	7,000 円 × 0.5 時間	500 円
		1,700 円
食事	(○をつける) 朝食・昼食・ <b>夕食</b> ・おやつ	300 円
その他 実費	交通費等	円
合計		2,000 円

(注) 領収書等があれば添付してください。

上記のとおり報告します。

令和 6 年 5 月 1 日

(提供会員) 会員番号 06-000

氏名 桜井 一郎

桜井印

(依頼会員) 会員番号 06-000

氏名 島本 太郎

島本印

様式 援助活動報告書（その2 定期的にある場合の記入例）

島本町ファミリー・サポート・センター

# 援助活動報告書

1 援助実施日時

- ① 令和 6年 5月 1日 (水) 16 : 00 ~ 20 : 30
- ② 令和 6年 5月 2日 (木) 16 : 00 ~ 17 : 00
- ③ 令和 6年 5月 3日 (金) 16 : 00 ~ 18 : 30

2 援助依頼者

氏 名 島本 太郎  
 子どもの氏名 島本 花子

3 援助の内容

時間	事項	子どもの様子
①	16:00 自宅出発	800円×4時間=3,200円
	16:10 学校到着	1,000円×0.5時間=500円
	16:30 自宅到着	夕食300円
	20:30 お迎え	4,000円
②	16:00 自宅出発	
	16:10 学校到着	
	16:45 塾到着	800円×1時間=800円
	17:00 自宅到着	
③	16:00 自宅出発	
	16:10 学校到着	
	16:30 自宅到着	800円×2.5時間=2,000円
	18:30 お迎え	

桜井印  
 島本印  
 桜井印  
 島本印  
 桜井印  
 島本印

(注) 事項欄には食事(ミルク)、おやつ、排泄、睡眠、遊びをご記入ください。

4 報酬等

報酬	円× 時間	円
	円× 時間	円
		円
食事	(○をつける) 朝食・昼食・夕食・おやつ	円
その他 実費	交通費等	円
合計		円

(注) 領収書等があれば添付してください。

上記のとおり報告します。

令和6年5月3日

(提供会員) 会員番号 06-000 氏名 桜井 一郎

(依頼会員) 会員番号 06-000 氏名 島本 太郎

桜井印  
 島本印

様式 事前打合せメモ

事前打合せメモ

※メモ用紙として利用ください。センターに提出する必要はありません。

保 護 者 氏 名		連 絡 先	
ふ り が な		性 別	生年月日
子どもの名前		男 ・ 女	年 月 日 歳 ケ月
【依頼の内容】			
【子どもの様子】			

事前打合せメモ

※メモ用紙として利用ください。センターに提出する必要はありません。

保 護 者 氏 名		連 絡 先	
ふ り が な		性 別	生年月日
子どもの名前		男 ・ 女	年 月 日 歳 ケ月
【依頼の内容】			
【子どもの様子】			

事前打合せメモ

※メモ用紙として利用ください。センターに提出する必要はありません。

保 護 者 氏 名		連 絡 先	
ふ り が な		性 別	生年月日
子どもの名前		男 ・ 女	年 月 日 歳 ケ月
【依頼の内容】			
【子どもの様子】			